

生駒市立学校・園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（第4版） 新旧対照表

改定箇所 (第4版の頁)	現行	改定後	改定理由等
P6 (2) 「密集」の回避 (身体的距離の確保)	・ 教室での座席配置は、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとる。 ・ 次図参照。	・ <u>人との間隔は、2メートル（最低1メートル）空ける。</u> ・ 教室での座席配置は、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとる。 ・ 次図参照。	奈良県ガイドラインに準拠するよう加筆
P8 4 各教科等について (2)教科等の実施について 1 個目の・	・ 上記の「<u>感染症対策を講じて</u>もなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、下記の留意事項も可能な範囲で参照する。	・ 上記の「<u> </u>感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、下記の留意事項も可能な範囲で参照する。	現状に合わせて修正
P9 5 部活動について (1) 部活動の実施について	地域の感染状況に応じて以下の通り取り組む。	地域の感染状況に応じて以下の通り取り組む。 <u>なお、奈良県及び本市に独自の方針が示された場合は、その方針に従う。</u>	現状に合わせて修正

改定箇所 (第4版の頁)	現行	改定後	改定理由等
P11 10 学校 行事について	[記載なし]	10. 学校行事について <u>身体的距離を確保することなど感染防止策を講じることを前提に、一定規模の人数を超える学校行事についても実施を可能とすること。</u> <u>実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。</u> <u>(入学式、卒業式、始業式、終業式等)</u> <u>・こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとる、参加人数を抑える、式典全体の時間を短縮する、リモートを活用する等開催方式の工夫を講じること。</u> <u>(修学旅行)</u> <u>・可能な限り感染防止策を講じることを前提に、訪問地の状況把握や、日程、交通手段及び宿泊施設等の検討を行い、適切に判断し、保護者の理解を得た上で実施の可否を検討すること。</u> <u>・生駒市感染拡大緊急警報が発令されている期間に修学旅行を計画している場合は実施を延期すること。</u> <u>・緊急事態宣言が発令されている近隣府県やまん延防止等重点措置が適用されている近隣地域については、計画を改善したり、実施を延期したりするなどの対応を検討すること。</u> <u>・発熱などがあった場合、児童生徒の送迎や、医療的な対応が可能な計画であるかを旅行社と協議すること。</u> <u>(校外学習)</u> <u>・野外活動など、泊を伴う校外学習について、感染防止対策が徹底されているか学校と施設で再度協議を行い、計画を改善したり、実施を延期したりするなどの対応を検討すること。</u> <u>・校外学習（集団宿泊的行事を除く）は、緊急事態宣言が発令されている近隣府県やまん延防止等重点措置が適用されている近隣地域については、計画を改善したり、実施を延期したりするなどの対応を検討</u>	奈良県ガイドライン、現在発出している本市通知文に準拠するよう加筆

改定箇所 (第4版の頁)	現行	改定後	改定理由等
		<u>すること。</u> <u>(授業参観及び懇談会)</u> <u>・授業参観は、感染対策を講じて実施するか、分散による実施やオンライン環境を活用した実施等、計画を検討すること。</u> <u>・保護者との面談については、感染対策を講じて実施するか、またはオンライン環境を活用した実施等、計画を検討すること。</u> <u>(運動会)</u> <u>・感染防止策に加え、「熱中症予防・対応マニュアル」を参照し、熱中症にも十分注意して実施すること。</u> <u>・規模の縮小や時間の短縮に加え、来場者の制限及び感染防止に配慮して実施すること。</u>	
P12 11 オンラインの活用について	[記載なし]	<u>11. オンラインの活用について</u> <u>・市の感染状況により長期間の臨時休業や短縮授業等の措置を講じる場合は、自宅等においても学習を継続できるよう、オンライン学習等を実施すること。</u> <u>・コロナ禍において登校できない児童生徒について、家庭からでも授業に参加できるように積極的に対応を検討すること。</u>	現在発出している本市通知文に準拠するよう加筆

改定箇所 (第4版の頁)	現行	改定後	改定理由等
P13 1 出席停止等の取扱い (2) ※	※ _____ ただし、所属する法人や団体等が積極的に陰性であることを確認するために独自に実施する検体検査 _____の場合は、これに含めない。(以降、同じ。)	※ <u>検体検査を受検した結果、同居家族に行動制限がある場合を含む。</u> _____所属する法人や団体等が積極的に陰性であることを確認するために独自に実施する検体検査及び学校園に配布されている抗原簡易キットを使用した検体検査の場合は_____含めない。(以降、同じ。)	現状に合わせて修正するとともに抗原簡易キットについても記載
P16 2 学校園・学年・学級臨時休業の考え方について	教育委員会は、学校園が奈良県郡山保健所等や学校園医と相談した結果を踏まえ、学校の全部または一部の臨時休業の要否等について次により判断する。	教育委員会は、学校園が奈良県郡山保健所等や学校園医と相談した結果を踏まえ、学校の全部または一部の臨時休業の要否等について次により判断する。 <u>なお、本市が緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域に指定された状況下において、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、下記(1)①に係わらず、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」(令和3年8月27日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)(以下、「対応ガイドライン」)に従い、学級あるいは学年・学校単位の臨時休業の要否等について判断する。</u>	国のガイドラインに準拠するよう加筆

改定箇所 (第4版の頁)	現行	改定後	改定理由等
P17 ② 濃厚接触者の特定後の措置	②濃厚接触者の特定後の措置 濃厚接触者が特定され、それ以外の安全が確認された後、感染が判明した幼児児童生徒及び濃厚接触者に特定された幼児児童生徒に対し、出席停止の措置をとり、原則として学校園は再開する。その際、学校園が奈良県郡山保健所等や学校園医と相談した結果を踏まえ、地域における感染拡大の状況や感染経路の明否のほか、学校園における活動の態様や、接触者の多寡等の状況に応じて、必要により当該学級をはじめ、それ以外の学級も臨時休業を行うこともある。また、状況によっては、周辺の学校園の全部または一部において臨時休業を行うこともある。	②濃厚接触者の特定後の措置 濃厚接触者が特定され、それ以外の安全が確認された後、感染が判明した幼児児童生徒及び濃厚接触者に特定された幼児児童生徒に対し、出席停止の措置をとり、原則として学校園は再開する。その際、学校園が奈良県郡山保健所等や学校園医と相談した結果を踏まえ、地域における感染拡大の状況や感染経路の明否のほか、学校園における活動の態様や、接触者の多寡等の状況に応じて、必要により当該学級をはじめ、それ以外の学級も臨時休業を行うこともある。また、状況によっては、周辺の学校園の全部または一部において臨時休業を行うこともある。 <u>なお、本市が緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域に指定された状況下において、「対応ガイドライン」に従い臨時休業の要否を判断する基準は以下のとおりとする。</u> <u>〔学級閉鎖〕</u> <u>以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。</u> <u>学級閉鎖の期間としては、感染確認後5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。</u> ・ <u>同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合</u> ・ <u>感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合</u> ・ <u>1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合</u> ・ <u>その他、設置者で必要と判断した場合</u> <u>(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)</u> <u>〔学年閉鎖〕</u> <u>複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。</u> <u>〔学校全体の臨時休業〕</u> <u>複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。</u>	国のガイドラインに準拠するよう加筆

改定箇所 (第4版の頁)	現行	改定後	改定理由等
P18 3 (1) 幼児児童生徒及び教職員に感染者が判明した場合の対応	本市においては、幼児児童生徒及び教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、他学校園の保護者の不安や混乱を解消するとともに、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、公益上、個人情報の保護に留意しながら、<u>報道発表を行い、学校園名を公表すること</u>としていることから、速やかに対応すること。 ただし、奈良県郡山保健所等と協議し、当該幼児児童生徒及び教職員の登校園や出勤の状況、発症日又は検査実施日、行動・接触履歴等を確認した結果、感染拡大のリスクや学校園への影響がないと判断される場合には公表しないことがある。	本市においては、幼児児童生徒及び教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、他学校園の保護者の不安や混乱を解消するとともに、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、公益上、個人情報の保護に留意しながら、<u>学校園名を公表すること</u>としていることから、速やかに対応すること。 ただし、奈良県郡山保健所等と協議し、当該幼児児童生徒及び教職員の登校園や出勤の状況、発症日又は検査実施日、行動・接触履歴等を確認した結果、感染拡大のリスクや学校園への影響がないと判断される場合には公表しないことがある。	現状に合わせて修正
P19 ④ 感染拡大防止に向けた情報収集等 3つ目の・	・想定される照会事項は、<u>過去3日間</u>の学校園内での感染者の座席位置・活動・行動歴、他の幼児児童生徒や教職員との接触の状況等となるので、関係者本人等の同意をとり、できるだけ早い時機に情報収集を始めること。	・想定される照会事項は、<u>感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前））</u>の学校園内での感染者の座席位置・活動・行動歴、他の幼児児童生徒や教職員との接触の状況等となるので、関係者本人等の同意をとり、できるだけ早い時機に情報収集を始めること。	国のガイドラインに準拠するよう加筆

改定箇所 (第4版の頁)	現行	改定後	改定理由等
P20 (2) ② 教育委員会から報道発表・ 広報周知	② 教育委員会から報道発表・広報周知 ・本市においては、幼児児童生徒及び教職員に、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、他学校園の保護者の不安や混乱を解消するとともに、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、公益上、個人情報の保護に留意しながら、速やかに報道発表を行い、学校園名を公表する。 ・報道発表をするとともに、学校園名、臨時休業期間等を市ホームページに掲載する。 ・なお、上記公表要件に該当する場合であっても、公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合、及び奈良県郡山保健所等と協議し、当該幼児児童生徒及び教職員の登校園や出勤の状況、発症日又は検査実施日、行動・接触履歴等を確認した結果、感染拡大のリスクや学校園への影響がないと判断される場合は、公表しないことがある。	② 教育委員会から_____の広報周知 ・本市においては、幼児児童生徒及び教職員に、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、他学校園の保護者の不安や混乱を解消するとともに、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、公益上、個人情報の保護に留意しながら、速やかに_____学校園名を公表する。 ・_____学校園名、臨時休業期間等を市ホームページに掲載する。 ・なお、上記公表要件に該当する場合であっても、公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合、_____ _____公表しないことがある。	現状に合わせ修正